

# 第30回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年12月10日(水)

午前9時00分～午前10時03分

2. 場 所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

# 第30回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年12月10日（水）午前9時00分～午前10時03分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

3. 出席委員（15名）

議長 1番 三原 高志

副議長 2番 安藤 敏生

委員 3番 石井 佐千生

委員 4番 林 長輝

委員 5番 原田 利春

委員 6番 加藤 陽一郎

委員 7番 米田 かおる

委員 8番 一田 孝雄

委員 1番 秦 公美

委員 2番 白石 元弘

委員 3番 白木 敏明

委員 4番 松井 悟

委員 5番 矢野 英昭

委員 6番 吉田 茂三

委員 7番 高崎 洋介

4. 12月の農業相談委員

4番 林 長輝 委員

5番 原田 利春 委員

5. 議事日程

（1）付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

（● ● ● ● ●）

② 農地法第4条の規定による許可申請について

（● ● ● ●）

③ 農用地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

- ① 農地法施行規則第29条第1項の届け出について
- ② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 福岡県農業委員会研修大会について
- ② 農業会議中間・遠賀地区研修会について
- ③ 忘年会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 9時 00分

議長 それではさっそく12月の総会を始めたいと思います。本日の出席委員は農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席となっております。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第30回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番林長輝委員、5番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条の規定による許可申請1件、農地法第4条の規定による許可申請1件、農用地利用集積計画の承認について1件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

- 議長 本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。
- 議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。  
譲受人が島津にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が島津にお住まいの●●●●さんです。  
申請地が3ページの字図にありますように大字島津字丸ノ内433番で、地目は田、面積は1,000m<sup>2</sup>です。  
農地区域が農業振興地域内非農用地で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は17,999.23m<sup>2</sup>で、今回の申請農地は譲受人と譲渡人の間で農地利用円滑化事業の賃貸借契約をしていた農地であり、申請理由も譲受人の規模拡大であるため、特段問題はないものと思われます。
- 続きまして、議案書の4ページをお開きください。  
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。  
申請人が遠賀川三丁目にお住まいの●●●●さんで、申請地が6ページの字図にありますように遠賀川三丁目1794番5、地目は田、面積は68m<sup>2</sup>です。  
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第3種農地となっております。  
申請理由は自己住宅の建築となっております。  
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。こちらの議案については始末書の添付されております。  
7ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。  
用地造成に伴う被害防除措置については、特にございません。  
8ページが現況平面図です。北側および東側は田、西側は申請

人所有の宅地、南側は宅地と面しております。なお、北側および東側の田については、今年度の8月総会で宅地分譲（8区画）の転用申請があり、許可が下りている筆です。まだ登記が完了していないため、字図でも田として記載をしておりますが、現在は造成工事も始まっているため、農地という扱いではありません。

9ページが建物配置図及び排水計画図です。申請地西側の1794番4から越境して建設されており、切土・盛土は行いません。

給排水計画については、雨水は東側に設置されている側溝へ、汚水・生活雑排水は、北側の公衆用道路に既設の公共下水道への接続となっております。また、給水については北側の公衆用道路に既設の上水道より引き込みを行っています。

10ページが縦横断図です。勾配は特になく、切土・盛土も行いません。

11ページから12ページが建物の平面図および立面図です。図に示されているような住宅が建築されています。

13ページが関係者説明に関する調査票です。今回隣接する農地はありません。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。報告案件①農地法施行規則第29条の届出についてでございます。

届出人が若松にお住まいの●●●●さん、届出の土地が大字若松字古川2265番、地目は田、面積は1,519m<sup>2</sup>となっております。所有者は届出人自身で、申請理由は作業用倉庫の建設の届出となっております。

18ページが字図、19ページが建物配置図、20ページから21ページが平面図および立面図となっております。

22ページが隣地承諾書です。隣接する農地は届出人自身が所有する農地のみで影響はありません。2a未満の農業用施設のため、転用許可申請ではなく、農地法施行規則第29条による届出で許可不要と判断したため、届出を受理しています。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩し

ます。

休憩 9時 10分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 55 分

- 議長 それでは再開します。  
付議案件①を議題に供します。  
地区担当の原田利春委員及び矢野英昭委員から報告をお願いします。
- 農業委員  
(5番) 問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 推進委員  
(5番) 兄弟間のことでありまして特に問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。
- 【ありません。】の声
- 議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。
- 【挙手の人数を確認】
- 議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。  
続きまして、付議案件②を議題に供します。  
同じく地区担当の原田利春委員及び矢野英昭委員から報告をお願いします。
- 農業委員  
(5番) 本件につきましては14ページに始末書もついており、本人も反省しておりますので特に問題はないと思われます。  
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

推進委員  
( 5 番 ) 家も建っていますし、今更どうもできないし、始末書も出ていますので審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

#### 【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

#### 【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。  
続きまして、付議案件③について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 15 ページをお開きください。付議案件③農用地利用集積計画の承認についてでございます。  
全 3 筆、面積は 5,353 m<sup>2</sup> です。  
受け手の変更による利用集積計画となっております。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

#### 【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

#### 【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 16 ページをお開きください。報告案件①農地法施行規則第 29 条第 1 項の届出についてですが、先ほどご説明したとおり、作業用倉庫の建設を行う計画であり、規模拡大、効率化のために供する農業用施設であるため、問題ないと考えます。

続きまして、議案書の 23 ページをお開きください。報告案件②農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、今回の付議案件①農地法第 3 条の規定による許可申請の申請地となる農地でございます。解約 1 筆、面積は 1,000 m<sup>2</sup> となっております。

議長 報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 ①福岡県農業委員会研修大会について説明。  
②農業会議中間・遠賀地区研修会について説明。  
③農業委員会手帳の配布について説明。  
④忘年会について説明。  
その他の案件については以上です。

議長 それではその他の案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

無いようですので、以上をもって、第 30 回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10 時 03 分